第３３号議案

品川区立公園条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和７年２月１９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区立公園条例の一部を改正する条例

　品川区立公園条例（昭和３９年品川区条例第３１号）の一部を次のように改正する。

」

　別表第２電柱、標識の項中「１，８５６円」を「１，９３３円」に改め、同表水道管、下水管、ガス管、電線の項中「８２５円」を「８５９円」に改め、同表鉄塔の項および変圧塔、マンホールの類の項中「１，３７５円」を「１，４３２円」に改め、同表郵便差出箱、信書便差出箱の項中「５５０円」を「５７２円」に改め、同表公衆電話所の項中「１，３７５円」を「１，４３２円」に改め、同表地下の占用物件の項中「１，０３８円」を「１，２４５円」に、「４１２円」を「４２９円」に改め、同表高架の占用物件の項中「６８７円」を「７１６円」に改め、同表天体、気象または土地の観測施設の項中「１，１８４円」を「１，４２０円」に改め、同表保育所その他の社会福祉施設の項中「１，３７５円」を「１，４３２円」に改め、同表写真撮影のための常時占用の項中「１０，８００円」を「１１，２８０円」に改め、同表写真撮影のための臨時的な占用の項中「１６，８７５円」を「１７，６２５円」に改め、同表その他の占用の項中「４５円」を「４７円」に改め、同表備考に次の１号を加える。

　３　期間が１月に満たない場合の占用料の額は、この表の規定により算出した額に、当該額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額および地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額とする。

付　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際、改正前の品川区立公園条例の規定により、既に徴収するものとされている占用料については、当該占用に係る期間中は、なお従前の例による。

（説明）区立公園の占用料の限度額を改定する必要がある。